

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における登録機関

(令和5年11月30日現在)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関数：7機関

登録番号	機関名	事務所の所在地	当初登録年月日	ガイドライン※に基づく評価が可能な機関
国土交通大臣1	一般財団法人ベターリビング	東京都	H29. 4. 1	○
国土交通大臣2	一般財団法人日本建築センター	東京都	H29. 4. 1	○
国土交通大臣3	日本ERI (株)	東京都	H29. 4. 1	○
国土交通大臣4	ビューローベリタスジャパン (株)	東京都	H29. 4. 1	○
国土交通大臣5	一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府	H29. 4. 1	○
国土交通大臣6	一般財団法人建材試験センター	埼玉県	H29. 4. 1	○
国土交通大臣7	一般財団法人北海道建築指導センター	北海道	R2. 10. 1	○

※特殊の構造又は設備を用いる非住宅建築物のエネルギー消費性能の算定方法に関するガイドライン